

第3次潟上市総合計画（仮称） 策定方針



令和7年1月
総務部企画政策課

1 計画策定の趣旨

本市では、平成28年に第2次総合計画（計画期間：平成28年度～令和7年度）を策定し、長期ビジョンに掲げる市の将来像「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上 ～文化の風薫る 笑顔あふれるまち～」の実現に向け、7つの基本目標と29の政策を掲げ、各種施策や事務事業を総合的かつ計画的に推進してきました。

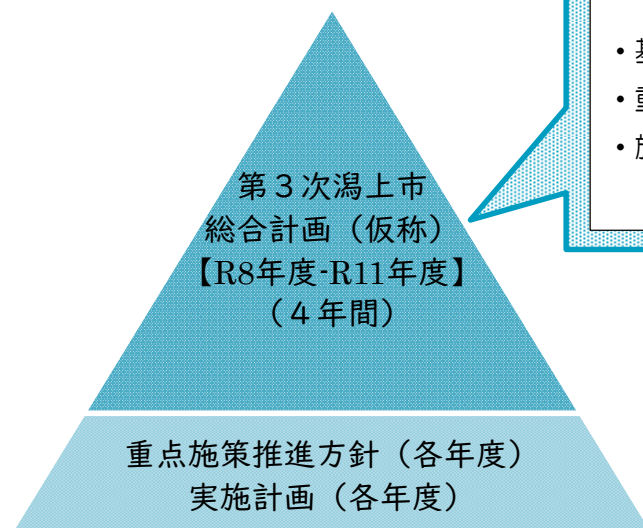
また、令和3年には第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定し、人口減少と地域経済の縮小の克服に向けた取組も同時に進めています。

地方交付税の漸減が見込まれる財政状況下において、人口減少・少子高齢化時代のニーズへの対応が求められる中、この間にも、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症をはじめ、風水害など多発する自然災害、物価高騰や円安を伴う先行きが不透明な経済情勢など、本市を取り巻く社会環境には急速かつ多様な変化が生じています。

さらに、コロナ禍を契機としたDX（デジタル・トランスフォーメーション）の進展、脱炭素・循環型社会の実現に向けた機運の高まり、国際社会の共通目標であるSDGsの推進、多様性（ダイバーシティ）の考え方などにより、人々の価値観や生活様式、社会の在り方などにも大きな変化が生じつつあります。

こうした変化に的確に対応するとともに、複雑化・多様化する諸課題に対して市民と行政とが情報を共有して協働・連携しながら、持続可能なまちづくりを進めていくため、総合的かつ計画的な市政運営の指針として、第3次潟上市総合計画（仮称）（以下「計画」という。）を策定します。

2 計画の構成と期間



- ・ 長期的視点：目指すべき将来像
（おおむね10年後の潟上の姿）
 - ・ 基本目標（この4年間で目指す目標）
 - ・ 重点プロジェクト（施策横断的な視点）
 - ・ 施策（KPI）
- 【「長期ビジョン」「基本計画」を統合】

- ◆ 長期的視点として本市の目指すおおむね 10 年後の将来像を示し、それを実現するための基本目標（基本的方向性）と基本的施策を体系的に示すつくりとし、本市における行政計画の最上位計画と位置づけます。
- ◆ 第 2 次潟上市総合計画における「長期ビジョン」と「基本計画」に当たる部分を統合し、一体のものとして策定します。計画期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間です。
- ◆ 第 2 次潟上市総合計画後期基本計画の進捗状況の把握及び分析、本市を取り巻く環境の変化、市民の要望等新たな政策課題の分析を踏まえて策定します。
- ◆ 計画に掲げられる施策の実施に当たり、重点施策推進方針及び各年度の関連事業を管理する実施計画を毎年度策定します。

3 次期総合戦略との関係

現行の「第 2 次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、第 2 次潟上市総合計画後期基本計画における重点テーマとして位置づけられており、同計画の計画期間の終了とともに、現行の総合戦略も期間を終えることとなります。

次期総合戦略を計画上どのように位置づけるかについては、計画の策定作業を進めていく上で具体的に検討していくこととします。

また、次期総合戦略の策定に当たっては、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案し、デジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築した上で策定する必要があることから、デジタル分野に精通する団体・有識者等に新たに参画を求め、実効的なデジタル関連の施策を立案します。

4 計画策定の視点

第 2 次潟上市総合計画の計画期間中においては、本市を取り巻く社会環境が急速かつ多様に変化してきており、人々の価値観や生活様式、社会の在り方なども大きく変容しつつあります。

こうした状況にあつて、限られた財源の中で着実な計画の実現を図るために、次の視点により計画づくりを進めます。

① 本市の目指すべき将来像を見据えた、柔軟性の高い計画づくり

長期的な視点として本市の目指すべき将来像を明確にしつつ、社会経済情勢等、時代の潮流に柔軟に対応できる計画を策定します。

② 選択と集中による戦略性、実効性を重視した計画づくり

優先的・重点的に取り組むべき重点施策を明確化するとともに、指標の共有と成果の評価がしやすい計画を策定します。

③ 市民と共にづくり、市民と分かち合える計画づくり

「潟上市自治基本条例」に基づき、多様な市民参画の機会を確保し、広範な市民意見や意識を反映した計画づくりに努めます。また、市民にとって、分かりやすい内容や表現にするとともに、成果指標や活動指標を数値等により位置づけ、適正な政策評価の実施・可視化ができるように努めます。

5 計画の策定体制

(1) 庁内策定体制

① 総合計画政策会議

市長、副市長、教育長及び部長の職にある職員で構成し、総合計画策定委員会で調整した総合計画素案を審議し、必要な調整を加え総合計画案を決定します。

② 総合計画策定委員会

課長の職にある職員で構成し、総合計画素案に関する協議を行います。

③ 基本計画素案作成部会

班長で構成し、各課等が分担する施策分野に係る総合計画素案の作成及び資料収集を行います。

④ 事務局

総務部企画政策課

(2) 市民参画体制

① まちづくり市民会議

総合計画案について検討するとともに、政策提案を行います。

② 市民意向調査（アンケート調査）

市民や各種団体にアンケート調査を実施することにより、本市の取組に対する評価や今後の重点施策に対する意識・要望等を把握し、計画策定に反映します。

③ 計画案のパブリックコメント

計画案を公表し、広く市民に意見を求めます。

④ 「Z世代活躍課プロジェクト」

「Z世代活躍課プロジェクト」の構成員である高校生・大学生等から若年層の意見を適宜聴取します。

6 計画策定のフロー

5 ページのとおり

7 計画策定の時期

総合計画は、令和 7 年度末までに策定します。

策定スケジュールは別紙 1 のとおり

8 計画の決定

計画は市議会の議決によって決定します。

また、実施計画は総合計画政策会議において決定します。

9 計画策定経過等の公表

策定過程や計画の概要については、市広報及び市ホームページへの掲載等、利用可能な情報手段を用いて適時公表します。

10 その他

策定方針に定めるもののほか、計画策定に関し必要な事項は、別に定めます。

第3次総合計画（仮称）・策定フロー

